

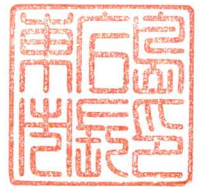
公 告

このたび、東広島市の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業五郎ヶ角池1号地区）の事業施行申請にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条の2第2項の規定による公告をしたいので、法第85条の2第5項において準用する法第85条第6項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は令和7年11月25日までに東広島市長へ意見書を提出されたい。

令和7年11月4日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 縦覧期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月25日（火）まで

2 縦覧場所

東広島市役所

3 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市産業部農林整備課

（2）意見書の提出期限

令和7年11月25日

（3）意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。

1 . 土地改良事業計画の概要

土 地 改 良 事 業 計 画 概 要 書

(五 郎 ケ 角 池 1 号 地 区)

た め 池 等 整 備 事 業
東 広 島 市

土地改良事業計画概要書

第1章 目的

本ため池は、東広島市黒瀬町宗近柳国一带の農地をかんがいするため池である。R5年度詳細診断により、地震時における堤体法面の安定性が確保されていない結果となっており、また近年堤体の老朽化が進み、堤体決壊の危険にさらされている。さらに、堤体の余裕高と洪水吐の流下能力も不足しており、堤体の安全性を確保するため、本ため池は早急な改修を要する。

本ため池の整備を行うことにより、その安全性とため池の持つ本来機能である農業用水の確保を図る。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積

所 在	東広島市黒瀬町宗近柳国						
地 積 (ha)	田	畑	山林 原野	その他	5条6項	5条7項	計
	5.9	—	—	—	—	—	5.9

2. 地域の現況

(1) 地形

本地域は、東広島市の南部に位置し、黒瀬川水系に属す標高 167～184mに広がる農振農用地区域である。

(2) 土質及び土壌

ため池周辺の基盤地質は、新生代第四紀に形成された堆積岩が分布している。

(3) 気象

本地域は、瀬戸内気候に属しており、比較的湿度が安定し年間を通した降水量が少ないのが特徴である。年間平均気温は 15.9℃、年間総降雨量は 1,574.1 mmである。

(4) 水利状況

本地域の主要な水源となっているが、地震時における堤体法面の安定性が確保されておらず、老朽化も進んでおり、常にため池決壊の危険にさらされている状態で、ため池本来の農業用用水施設としての機能を十分に果たしていない状況である。

(5) 営農状況

区 分	農家戸数	内 訳		耕地面積 (ha)	一戸当り耕地面積	
		販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)		販売農家 (ha)	自給的農家 (ha)
東広島市	5,303	2,967	2,336	3,227	0.94	0.18
受益地	20	11	9	5.9	0.46	0.09

※受益地の農家戸数に対する内訳は2020 農業センサスの統計データ(東広島市)による販売農家数と自給的農家数の比率により案分する。

(6) 地域環境の概要

東広島市の南部に位置し、黒瀬川水系に属す標高 167～184mに広がる農振農用地区域である。受益地は、豊かな自然と集落が融合する地域である。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容

地区名	種類	数量及び規模
五郎ヶ角池 1 号	堤体	前法面：布製型枠、張芝 1:1.8 後法面：法先ドレーン、張芝 1:1.8
	洪水吐	正面越流式 流入幅 L=4.8m
	取水施設	斜樋工(緊急放流施設兼用)：塩ビ管 φ 200mm コンクリート巻き L=4.5m 底樋工：ヒューム管 φ 400mm コンクリート巻き L=2.0m
	仮設工	1 式

2. 環境への配慮

環境調査により確認した保護すべき種となる環境省・広島県の絶滅危惧種・準絶滅危惧種は以下のとおりである。

保護すべき種として12種（ゴイサギ、ニホントカゲ、トノサマガエル、ニホンアカガエル、マルタニシ、タベサナエ、フタスジサナエ、ヒメアカネ、コガネグモ、イヌタヌキモ、オオミズゴケ、イチョウウキゴケ）が確認された。マルタニシ、イヌタヌキモは施工前に捕獲し、隣接ため池に移動させる。他の種については本事業での影響は少ないと考えられる。駆除対象となる特定外来生物については、5種（ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギル、アメリカザリガニ）が発見されたため、落水の前後に捕獲駆除を行い、下流への拡散を防止する。

第4章 管理の要領

本事業に造成された施設は、土地改良財産等の譲与に関する条例（昭和42年7月3日条例第36号）に基づき東広島市が譲り受け、市の財産管理規程等に基づき、適切に管理する。

ただし、日常の管理は受益者が行う。

第5章 費用の概算

¥ 189,000,000－（うち地方事務費分 ¥ 9,000,000－）

第6章 効用

（単位：千円）

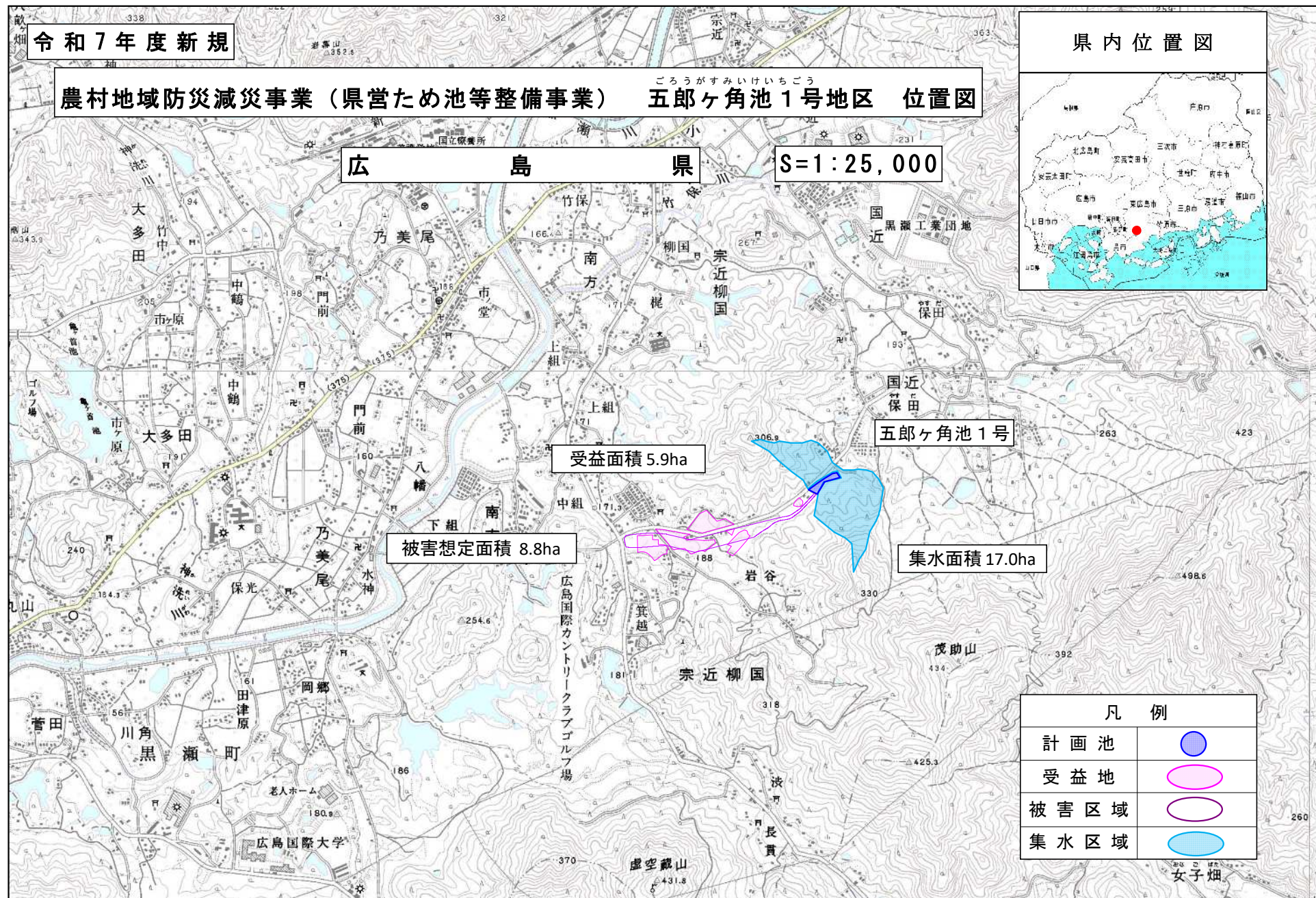
区 分	年総効果額	年増加農業所得額
<食料の安定供給の確保に関する効果> 維持管理費節減効果（農業生産）	△97	202
<農業の持続的発展に関する効果> 災害防止効果（農業関係資産）	4,888	2,906
<農村の振興に関する効果> 災害防止効果（一般資産）	3,156	－
<多面的機能の発揮に関する効果> 災害防止効果（公共資産）	4,283	－
計	12,230	3,108

第7章 他の事業との関係

該当なし。

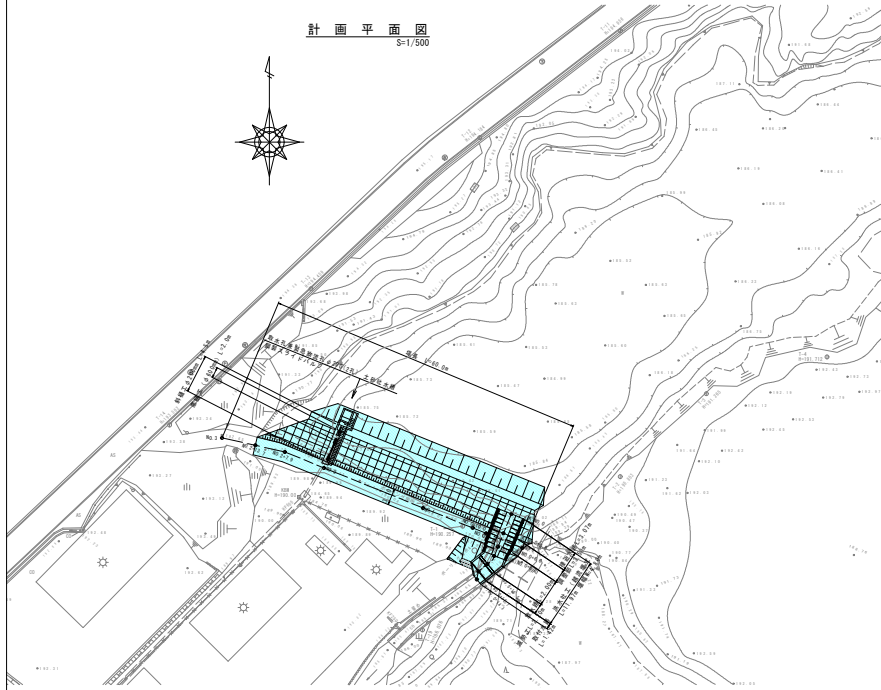
第8章 計画概要図

別紙のとおり。

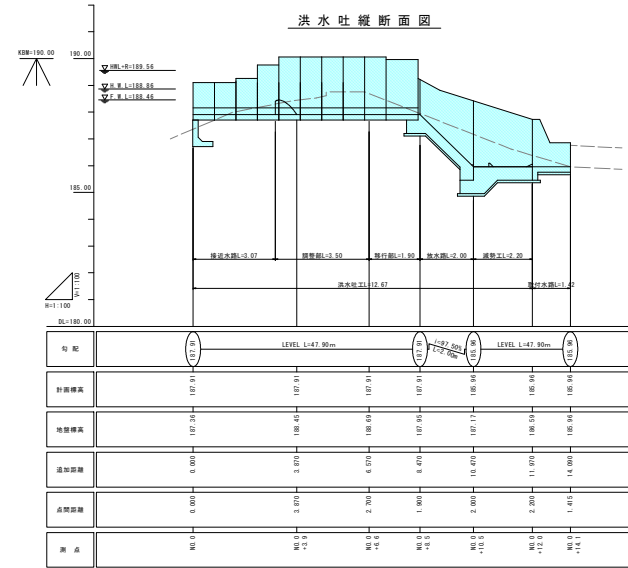


県営ため池等整備事業 五郎ヶ角池1号地区 計画一般図

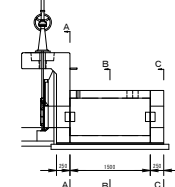
計画平面図
S=1/500



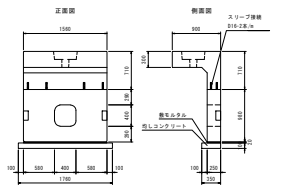
洪水吐縦断面図



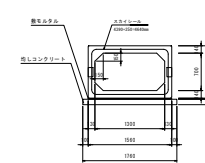
土砂吐ボックス組立図
S=1/50



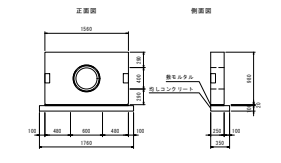
ゲート部端版詳細図
A-A断面図
S=1/50



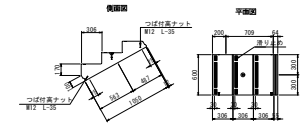
土砂吐ボックス標準断面図
B-B断面図
S=1/50



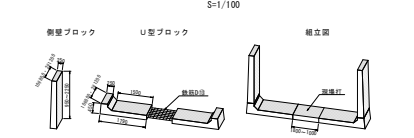
端版（下流側）詳細図
C-C断面図
S=1/50



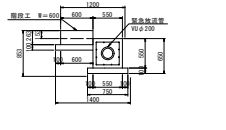
階段工詳細図
S=1/40



プレキャスト洪水吐 部材詳細図
S=1/100



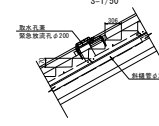
斜樋工（緊急放流工兼用）断面図
S=1/50



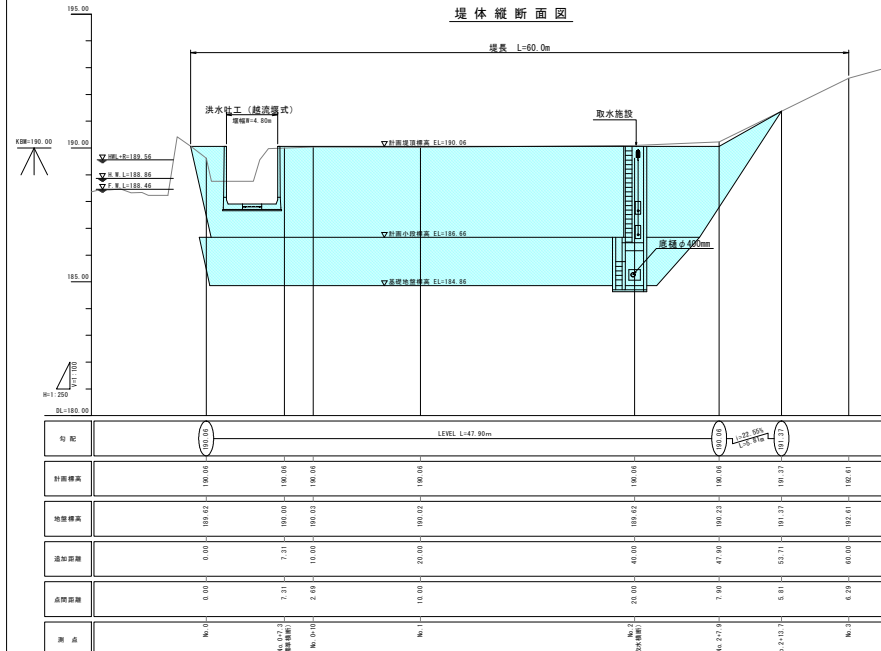
底樋断面図
S=1/50



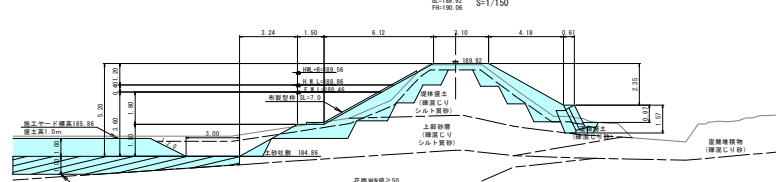
斜樋詳細図
S=1/50



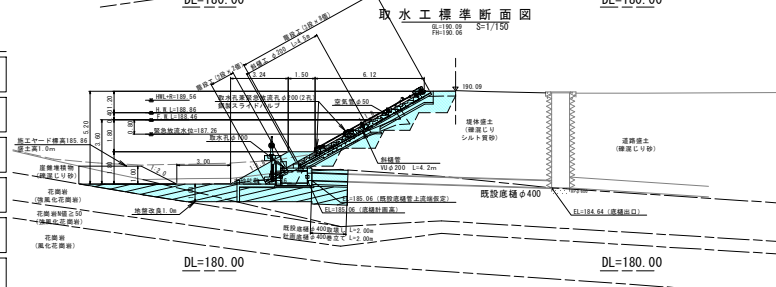
堤体縦断面図



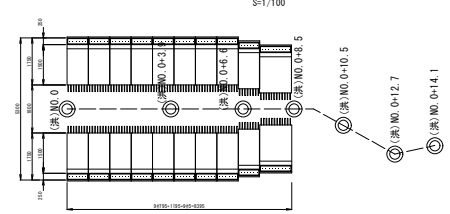
堤体部標準断面図
S=1/150



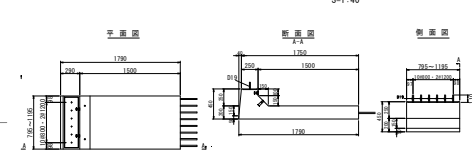
取水工標準断面図
S=1/150



プレキャスト洪水吐 割付図
S=1/100



L型カットオフ（部材詳細図）
S=1/40



工事名	県営ため池等整備事業		
図面名	五郎ヶ角池1号地区 標準断面図		
作成年月日	令和7年2月12日		
縮尺	図示	図面番号	1 / 1
会社名	広島県土地改良事業団体連合会		
事務所名	広島県西部農林水産事務所		

農村地域防災減災事業（県営ため池整備事業） 五郎ヶ角池1号地区

受益及び用水系統図

S=1:5,000



受益面積 5.9ha

凡 例	
計画池	
受益地	
用水路	

0m 100m 300m 500m